



島根県報

平成23年 5月27日 (金)

第 2,293 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年家庭課) 2

【告 示】

平成23年 6月定例県議会の招集 (財 政 課) 5

介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 (高齢者福祉課) 5

保安林予定森林 (7件) (森 林 整 備 課) 5

森林法第189条の規定による告示及び掲示 (") 9

漁業災害補償法に規定する加入区の設定の一部改正 (水 産 課) 9

急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂 防 課) 10

公布された条例等のあらまし

◇島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第54号）

- 1 規則の概要
立入調査員証の様式の整理（様式第11号関係）
- 2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第54号

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

島根県青少年の健全な育成に関する条例施行規則（昭和40年島根県規則第30号）の一部を次のように改正する。

様式第11号を次のように改める。

様式第11号 (第11条関係)

(表)

第 号
立 入 調 査 員 証
所 属 職氏名
島根県青少年の健全な育成に関する条例第28条第1項に規定する立入調査又は質問の権限を有する者であることを証明する。
年 月 日
島根県知事 氏 名 印

(裏)

島根県青少年の健全な育成に関する条例抜粋

第20条の2 興行を開催する施設又は次に掲げる施設（法令により深夜（午後11時から翌日の午前4時までをいう。以下同じ。）において青少年の立入りが制限されているものを除く。）を営む者及びその代理人、使用人その他の従業者は、深夜において、当該施設に青少年（保護者又は保護者の委託を受け、若しくは同意を得た者が同伴するものを除く。次項及び第23条の3第3項において同じ。）を立ち入らせてはならない。

- (1) 個室を設けて当該個室において客に専用装置による伴奏音楽等に合わせて歌唱を行わせる施設
- (2) 設備を設けて客に主に図書類を閲覧若しくは視聴させ、又はインターネットの利用を行わせる施設（図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館を除く。）

2 (省略)

(立入調査等)

第28条 知事は、この条例を施行するために必要があると認めるときは、図書類販売業者等、がん具類販売業者等、興行者、広告主等若しくは第20条の2第1項に規定する施設を営む者（以下「図書類販売等営業者等」という。）若しくは図書類自動販売等管理者から必要な報告を徴し、又は知事の指定した職員をして図書類販売等営業者等の営業所（図書類又はがん具類の自動販売機等の設置場所を含む。）内にその営業時間中において立ち入らせ、調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 (省略)

3 前2項の規定による立入調査等は、必要最少限度において行うべきであって、図書類販売等営業者等及び利用カード販売業者の正常な業務を妨げるようなことがあってはならない。

4 第1項に規定する職員又は警察職員は、同項又は第2項の規定により立入調査等を行う場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第1項及び第2項の規定による立入調査等の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注 用紙の大きさは、縦9センチメートル、横6センチメートルとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告**示****島根県告示第381号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、平成23年6月14日定例県議会を松江市に招集するので、同条第5項の規定により告示する。

平成23年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県告示第382号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者及び同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定により告示する。

平成23年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称又は氏名	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 よろこぼう屋	福祉用具貸与	よろこぼう屋 福祉用具 チーム	江津市和木町1173-2	平成23年6月1日
	介護予防福祉用具貸与			
有限会社 よろこぼう屋	特定福祉用具販売	よろこぼう屋 福祉用具 チーム	江津市和木町1173-2	平成23年6月1日
	特定介護予防福祉用具販売			
医療法人 清風会	訪問リハビリ	訪問リハビリテーション	出雲市大社町中荒木 1745番地2	平成23年6月1日
	介護予防訪問リハビリ	ほのぼの苑		

島根県告示第383号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
浜田市旭町都川794-1、820、2469-1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第384号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町新庄471、990-2、991、992、1002から1005まで、1006-1から1006-3まで、1009-1、1009-2、大東町田中465-1、520、1013、1054、1058、1060、1060-1、1060-2、1061、1072、1073、1234、1235-1、1236、1238、1240-2、1241、1246-1、1249、1250、1254-2、1254-3、1254-5、1254-6、1255-3、1262-2、1264から1266まで、1267-1、1268、1269、1270-1、1270-2、1434

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大東町新庄471、990-2、991、992、1003から1005まで、1006-1から1006-3まで、1009-1、1009-2、大東町田中465-1、520、1013、1054、1060、1060-2、1072、1073、1234、1235-1、1236、1241、1254-2、1254-3、1254-5、1254-6、1262-2、1264から1266まで、1270-1、1270-2、1434

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第385号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市大東町飯田587

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第386号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町小馬木2015-1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第387号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町小馬木2047-1、2048、2049

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第388号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

仁多郡奥出雲町上阿井498、3348

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び奥出雲町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第389号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町長藤951-5

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第390号

平成23年農林水産省告示第809号で保安林の指定施業要件を変更された次の保安林については、当該処分に係る通知の相手方が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を益田市役所及び斐川町役場に掲示するとともにその要旨を告示する。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

保安林の所在場所及び不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明である通知の相手方	
	保安林の権利者	住 所
簸川郡斐川町大字阿宮2448	藤原 隆二	簸川郡斐川町大字阿宮1684
簸川郡斐川町大字阿宮2540	保科 八郎	出雲市今市町北本町1丁目9-2
益田市下種町89、1950、1954-1、1957-1、1957-2、1982	無限責任種村信用購買販売利用組合	益田市下種町1216-3
益田市薄原町口776	石川 文夫	益田市薄原町口95
益田市有田町1221、1222	中島 信男	益田市有田町377

島根県告示第391号

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の一部を次のように改正し、平成23年5月27日から施行する。

この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が平成23年5月27日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が平成23年5月26日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の2を次のように改める。

2 かごを使用してかにをとることを目的とする漁業（以下「かにかご漁業」という。）

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の5及び6を次のように改める。

5及び6 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の10から15までを次のように改める。

10から15まで 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分の欄の19中「総トン数」の次に「（2隻以上の漁船を使用して行う場合にあっては、当該漁船の合計総トン数。以下同じ。）」を加え、同欄の22中「松江市美保関町片江」の次に「及び菅浦」を加え、同欄の23を次のように改める。

23 削除

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分の欄の2を次のように改める。

2 かにかご漁業及び総トン数20トン以上100トン未満の漁船により底びき網を使用して行う漁業（以下「大型底びき網漁業」という。）

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表3の項漁業の区分の欄の3中「小型いか釣り漁業」を「総トン数10ト

ン以上20トン未満の漁船により釣りによっていかをとることを目的とする漁業（以下「小型いか釣り漁業」という。）」に改める。

島根県告示第392号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次に掲げる土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第3項の規定により告示する。

平成23年 5月27日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 区域の名称

温泉

2 土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から19号までを順次に結んだ線及び標柱1号と19号を結んだ線により囲まれた区域

所 在 及 び 地 番	標 柱 番 号
鹿足郡吉賀町柿木村柿木1347番 8	1号
〃 1347番12	2号
〃 1347番 1	3号から5号まで
〃 1329番	6号及び7号
〃 1328番 1	8号から13号まで
〃 1329番	14号及び15号
〃 1330番 4	16号及び17号
〃 1347番13	18号及び19号